

▶ 情報通信機器を用いた診療

「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（厚生労働省）を遵守し、オンライン診療を実施しています。
情報通信機器を用いた診療の初診の場合には向精神薬の処方とは致しかねます。

▶ 外来、在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制につき、外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の施設基準に適合し、届出を行っています。

▶ 明細書発行体制加算

医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。
明細書には、使用した薬剤名や行われた検査名が記載されます。
明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

▶ 夜間・早朝等加算

厚生労働省の定めにより、平日18:00以降および土曜日正午以降の診療については、通常の初診料・再診料に国が定めた金額が加算されます。

▶ 一般名処方加算

後発医薬品使用促進を図ると共に、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品を指定するのではなく、薬剤の成分を元にした一般名処方を行う場合があります。
一般名処方によって、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

▶ 医療情報取得加算

当院はマイナ保険証の利用を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関です。国が定めた診療報酬算定要件に従い診療報酬を算定します。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いいたします。

▶ 生活習慣病管理料（Ⅰ）・（Ⅱ）

高血圧症、脂質異常症、糖尿病に関して、療養指導に同意した患者様が対象です。年々増加する生活習慣病対策の一環として、厚労省は令和6年（2024年）6月1日に診療報酬を改定し、これまで診療所で算定してきた『特定疾患管理料』を廃止し、個人に応じた療養計画に基づきより専門的・総合的な治療管理を行う『生活習慣病管理料』へ移行するよう指示がありました。本改定に伴い、令和6年（2024年）6月1日から厚労省の指針通り、高血圧・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病名とする患者様で、『特定疾患管理料』を算定していた方は、『生活習慣病管理料』へと移行します。
この度の改定によって、患者様には個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した『療養計画書』へ署名（サイン）を頂く必要がありますので、ご協力のほどよろしくお願いします。
患者様の状態に応じ、医師の判断のもと、28日以上 of 長期の投薬を行う場合がございます。